

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 19 号に規定するかご漁業（かにかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）6 月 17 日

熊本県知事 木 村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご 漁業	別記 1 のとお り	10 月 1 日から 翌年 5 月 31 日 まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 八代市二見洲口町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご 漁業	別記 2 のとお り	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 上天草市姫戸町姫浦に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年（2025 年）6 月 17 日から令和 7 年（2025 年）7 月 24 日まで

3 備考

（ 1 ）この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 10 年（2028 年）5 月 31 日 までとする。

（ 2 ）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域の許可又は企業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、100 個を超えてはならない。

操業区域の許可又は企業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、300 個を超えてはならない。

別記 1

操業区域

次の甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

甲 八代市日奈久馬越町と同市二見洲口町との境界

乙 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界

イ 甲より真方位 301 度 40 分 2,727 メートルのところ

ロ 乙より真方位 296 度 30 分 2,727 メートルのところ

別記 2 操業区域（不知火海+天共第 12 号共同漁業権漁場内姫戸地先）

次の 1 及び 2 の区域

1 姫戸町地先

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、姫戸町という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 248 号（姫戸町舟揚島東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 249 号（姫戸町と上天草市松島町（以下、「松島町」という。）との海岸線における境界）

ア 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度、1,800 メートルのところ

エ 基点 3 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,400 メートルのところ

2 不知火海

次のオ、カとキ、クとケ、コ及びサ、シ、スを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

オ 葦北郡芦北町只崎（御立岬）

カ 龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端

キ 龍ヶ岳町樋島山下鼻
ク 龍ヶ岳町高戸和田鼻
ケ 松島町阿村下大戸鼻
コ 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）維和上大戸鼻
サ 大矢野町維和島東端
シ 宇城市三角町戸馳島片島灯台
ス 八代市大島南端